

## 阿蘇市と熊本労働局との雇用対策協定

阿蘇市では、人口減少の要因である若年層を中心とした転出超過による「社会減」に歯止めをかけ、「仕事」と「人」の好循環による持続可能な地域社会の創造を目指して、「阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づくまちづくりを行っている。

阿蘇市並びに厚生労働省熊本労働局（以下「熊本労働局」という。）及び阿蘇公共職業安定所は、こうしたまちづくりを進める上で、雇用施策が重要な柱の一つと捉え、本協定の締結により双方の力を結集し連携を強化することとし、「阿蘇市と熊本労働局との雇用対策協定」（以下「協定」という。）を以下のとおり締結する。

### （目的）

第1条 阿蘇地域における雇用に関する課題を阿蘇市並びに熊本労働局及び阿蘇公共職業安定所の双方が共有し、課題の克服に向けて共通の目標を掲げ、一体的かつ総合的な雇用施策を実現することを目的とする。

### （実施計画）

第2条 阿蘇市、熊本労働局及び阿蘇公共職業安定所は、前文の理念及び前条の目的を達成するため、具体的な取組やその成果目標を「阿蘇市と熊本労働局との雇用対策協定に基づく実施計画」（以下「実施計画」という。）として毎年度定める。

### （運営協議会の設置等）

第3条 実施計画の策定及び実施計画に定めた取組の実施状況の評価等は、阿蘇市、熊本労働局及び阿蘇公共職業安定所が共同で設置する運営協議会が実施する。

2 運営協議会は、必要の都度開催することとし、実施計画及び実施報告を審議するとともに、当該審議事項について地元事業主等から意見を求めることができるものとする。

### （要請等）

第4条 阿蘇市長及び熊本労働局長は、それぞれが取り組む施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができる。

2 阿蘇市長及び熊本労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応する。

### （秘密保持）

第5条 この協定に基づく各種取組において、阿蘇市、熊本労働局及び阿蘇公共職業安定所が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、阿蘇市及び熊本労働局が協議して定める。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、阿蘇市長及び熊本労働局長が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月22日

阿蘇市長



厚生労働省熊本労働局長

